

令和 6 年度名古屋市建設発生土受入地公募要領

(目的)

第 1 条 この要領は、令和 6 年度における名古屋市（ここでいう名古屋市の対象局は住宅都市局および緑政土木局、交通局、であり、以下「発注者」という。）の工事において副次的に得られた土砂（以下「建設発生土」という。）の受け入れ場所（以下「受入地」という。）を登録するための公募手続きについて必要な事項を定め、建設発生土の有効利用や適正処分を図り、もって、公共工事の円滑な施工確保を図ることを目的とする。

(建設発生土の土質区分)

第 2 条 本要領における建設発生土の土質区分は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）で定める第 1 種建設発生土から第 4 種建設発生土まで、及び浚渫土とする。

(受入地の分類)

第 3 条 受入地は、名古屋市緑政土木局事業用貯留施設、改良プラント、跡地等のいずれかに分類され、それぞれの定義は次に定めるとおりとする。

- (1) 名古屋市緑政土木局事業用貯留施設とは、申請者（受入地の登録を申請する者をいう。以下同じ。）が、発注者の建設発生土にセメントや石灰を混合し化学的安定処理して、名古屋市緑政土木局が実施する事業の埋立に適した改良を行う施設を有し、建設発生土の搬入から名古屋市緑政土木局が利用を開始するまでの期間仮置きできる場所をいい、緑政土木局技術指導課が登録された受入地の中から指定する施設をいう。
- (2) 改良プラントとは、申請者が、発注者の建設発生土を他の工事等（発注者の工事に限らない）で利用する目的で、建設発生土にセメントや石灰を混合し化学的安定処理して、埋戻しや盛土に適した改良を行った土を他の工事等へ提供する施設をいう。
- (3) 跡地等とは、採石場、砂利採取場所、鉱山及びそれらに類する土地や造成予定地等で、適正に埋立や盛土、覆土が実施される場所（土捨て場、残土処分場等を含む）をいう。

(登録の条件)

第 4 条 受入地として登録するためには、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 申請者が別紙に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- (2) 受入地が建設発生土の受入行為に必要な関係法令等の手続きを完了している、または完了見込みであること。
- (3) 受入地が廃棄物等の不法な投棄がない土地であること。
- (4) 受入地を申請者が所有している、又は受入地の所有者から建設発生土の受入に使用することについて同意又は権利を得ていること。
- (5) 発注者の工事にかかる建設発生土の受入が継続的に可能であること。
- (6) 受入地が名古屋市役所から概ね 50 k m 圏内に位置すること。
- (7) 受入地周辺における道路の保全や近隣への対応、安全な誘導に係る対策が適切に講じられて

いること。

(登録日及び有効期間)

第5条 受入地の登録日は、受入地の分類ごとに以下のとおりとする。

- (1) 名古屋市緑政土木局事業用貯留施設の登録日は、事業の開始日とし事業の有無に応じて技術指導課が登録された受入地の中から指定する。
 - (2) 改良プラントまたは跡地等の登録日は、令和6年4月1日とする。
- 2 登録の有効期間は、いずれの分類の受入地も登録日から令和7年3月31日までとする。

(登録の申請)

第6条 受入地の登録を希望する者は、受入地の分類ごとに以下のとおり申請手続きをしなければならない。

- (1) 改良プラントまたは跡地等の場合は様式 1-1 (登録申請書) および必要な書類を、令和6年2月16日までに名古屋市長に提出しなければならない。
- 2 名古屋市長は、前項に定める提出書類の内容を審査のうえ登録の可否を決定し、申請者に対して様式 2-1 (登録通知書) により結果を通知する。
- 3 名古屋市長は、受入地を申請者以外の者が所有する場合であって、登録の可否に係る審査に必要な場合は、聴取等を行うことができる。

(登録の変更又は廃止等)

第7条 登録事項(申請書等に記載した事項をいう。以下同じ。)のうち、受入地の分類、受入対象の土質区分及び処分費は、登録期間に変更することができない。それ以外の記載事項に変更が生じた際は、申請者は速やかに様式 3-1 (受入条件変更届出書) 及び必要な書類を名古屋市長に提出しなければならない。

- 2 登録期間中に特段の理由により登録を廃止する場合、申請者は様式 3-2 (登録廃止届出書) を名古屋市長に提出しなければならない。
- 3 名古屋市長は、前各項に定める提出書類の内容を審査して、変更又は廃止の是非を決定し、申請者に対して様式 4-1, (受入条件変更通知書) 又は 4-2 (登録廃止通知書) により、それぞれの結果を通知する。

(申請者に対する聴取)

第8条 名古屋市長は、申請者に対し、建設発生土の受入の進捗に伴う受入可能量の状況変化等について聴取を行うことができる。

(名古屋市長による登録の廃止)

第9条 名古屋市長は、受入地の条件を満たしていないなど、登録の継続が不適と判断される場合は、登録を廃止することができる。その場合は様式 4-2 (登録廃止通知書) を用いて申請者に対して通知するものとする。

(発注者による受入地の指定等)

第 10 条 発注者は、工事の発注に際し、運搬費等を含む処分費や受入条件等を総合的に勘案して受入地を指定し、契約図書の仕様書に明記する。

2 前項の規定により指定された受入地の申請者は、工事の受注者と運搬時期、土質、土量等を調整したうえで、発生土の受入を実施する。

(処分費等の公表)

第 11 条 登録事項のうち、受入地の名称、場所及び分類、受入対象の土質区分並びに処分費は、名古屋市緑政土木局の「基本単価一覧表」及び住宅都市局HPに掲載されインターネット等で公表される。

(事務手続き)

第 12 条 本要領に定める公募に係る事務手続きは、名古屋市緑政土木局技術指導課が行う。

(委任)

第 13 条 この要領に定めのない事項は、名古屋市長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和6年 1月22日から施行する。